

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年1月31日(2008.1.31)

【公開番号】特開2002-183653(P2002-183653A)

【公開日】平成14年6月28日(2002.6.28)

【出願番号】特願2000-404057(P2000-404057)

【国際特許分類】

G 06 Q 10/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 19/00 300 N

G 06 F 17/60 154

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月26日(2007.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】電子フォームの受領から保管に至るまでの方法および電子メールサーバ装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多様多種な電子フォームに関し、以下1)から4)までの一連の処理を汎用的かつ単一のソフトウェアプログラムによって全く人手を要することなく連續自動的に行う事を特徴とする電子フォームの受領から保管に至るまでの方法。

1)自動的な電子フォームの受領

電子フォームを添付したインターネットメールの特定メールボックスへの着信を、ソフトウェアプログラムが監視し着信を検知すると同時に添付された電子フォームに対して2)以降の処理を行う。あるいは電子フォームのFTPプロトコルによる特定コンピュータ内の特定ディレクトリへの転送を、ソフトウェアプログラムが監視し電子フォームの存在を検知すると同時にその電子フォームに対して2)以降の処理を行う。

2)自動的な電子署名の有効性検証

電子フォームが電子署名を包含する場合、ソフトウェアプログラムは電子署名の有効性の検証を自動的に行う。その検証の結果は次項3)に記載の有用データに付加され最終的に指定ディレクトリにXML(Extensible

Markup Language)形式電子ファイルとして格納される。

3)自動的な電子帳票内の有用データの抽出

ソフトウェアプログラムは電子フォーム内の多様な有用データを自動的に抽出し、指定ディレクトリにXML形式電子ファイルとして格納する。

4)自動的な電子フォームの保管

ソフトウェアプログラムは電子フォームそのものを指定ディレクトリに保管する。その保管先情報は前項3)に記載の有用データに付加され最終的に指定ディレクトリにXML形

式電子ファイルとして格納される。

【請求項 2】

前記請求項 1において、電子フォームとは、特に官庁・役所への届出・申告・申請や営業取引上の受発注の帳票などのように、ある一定の入力形式（フォーム）の書面に不特定多数の人間が電子的な入力を行いその入力形式と入力されたデータが一緒に一つの電子ファイルとして保存・保管が可能となる性質の電子ファイルであり、そのような多種多様な電子フォーム全般を対象として汎用的かつ単一のソフトウェアプログラムであらゆる電子フォームの処理に対応することを特徴とする電子フォームの受領から保管に至るまでの方法。

【請求項 3】

前記請求項 1において、有用データとは、電子フォームとして電子的に入力作成された官庁・役所への届出・申告・申請や営業取引上の受発注の帳票等に含まれる数値や入力項目等の電子データであり、それらの電子データを XML 形式電子ファイルとして自動抽出する機能を備えて他システムとの連携を可能にした事を特徴とする電子フォームの受領から保管に至るまでの方法。

【請求項 4】

前記請求項 1において、連続自動的に行われる処理は必ずしも請求項 1 記述の 1) から 4) までのすべて処理ではなく、必要に応じて単独の処理もしくは任意数の処理の組み合わせも含むものであり、ソフトウェアプログラムは自動的にその行うべき処理を決定することができまた外部から行うべき処理の組み合わせを指定することもできる事を特徴とする電子フォームの受領から保管に至るまでの方法。

【請求項 5】

メールを受信する受信部と、
アカウント毎に前記メールの処理内容を示すメール処理情報を対応付けて記憶する管理テーブルと、前記メールを受信したとき、前記管理テーブルにアクセスし、前記メールの宛先のアカウントに対応する前記メール処理情報を取得し、前記メールに対する処理内容を判別または / 及び電子署名の情報の有無を判別する判別部と、

前記判別部が判別した前記処理内容を前記メールに施す処理部と、
を備えたことを特徴とする電子メールサーバ装置。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の電子メールサーバ装置において、
前記メールは、暗号化メールを含み、
前記管理テーブルは、アカウント毎に前記暗号化メールを復号するか否かを示す復号情報を対応付けて記憶し、

前記判別部は、前記暗号化メールを受信したとき、前記管理テーブルにアクセスし、前記暗号化メールの宛先のアカウントに対応する前記復号情報を取得し、前記暗号化メールを復号するか否かを判別し、

前記処理部は、前記判別部が前記暗号化メールを復号すると判別した前記暗号化メールを復号する復号部を含むことを特徴とする電子メールサーバ装置。

【請求項 7】

請求項 5 または請求項 6 に記載の電子メールサーバ装置において、
前記メールは、電子署名付き署名メールを含み、
前記管理テーブルは、アカウント毎に前記署名メールの前記電子署名をパス検証するか否かを示す検証情報を対応付けて記憶し、

前記判別部は、前記署名メールを受信したとき、前記管理テーブルにアクセスし、前記署名メールの宛先のアカウントに対応する前記検証情報を取得し、前記署名メールの前記電子署名をパス検証するか否かを判別し、

前記処理部は、前記判別部が前記署名メールをパス検証すると判別した前記署名メールをパス検証する検証部を含むことを特徴とする電子メールサーバ装置。

【請求項 8】

請求項 5 から請求項 7 のいずれかに記載の電子メールサーバ装置において、
前記管理テーブルの変更指示を受け付ける受付部と、
前記受付部が受け付けた前記変更指示に従って、前記管理テーブルを変更する変更部と

を含むことを特徴とする電子メールサーバ装置。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の電子メールサーバ装置において、
前記受信部が受信した前記メールを格納するメール格納部を含み、
前記管理テーブルは、前記メール格納部に格納されている前記メールに対して前記変更
指示を受け付けたときに前記処理内容を実施するか否かを示す変更情報をアカウント毎に
対応付けて記憶し、

前記判別部は、前記変更指示を受け付けたとき、前記管理テーブルにアクセスし、前記
変更指示を受け付けたアカウントに対応する前記変更情報を取得し、前記メール格納部の
前記メールに対して前記処理内容を実施するか否かを判別し、

前記処理部は、前記判別部が前記メール格納部の前記メールに対して前記処理内容を実
施すると判別した前記アカウントの前記メールに対して前記処理内容を実施することを特
徴とする電子メールサーバ装置。

【請求項 10】

請求項 5 から請求項 9 のいずれかに記載の電子メールサーバ装置において、
前記処理部の前記処理内容の結果を記録する記録部を含むことを特徴とする電子メール
サーバ装置。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の電子メールサーバ装置において、
前記記録部は、前記受信部が受信した前記メールに前記結果を挿入する挿入部を含むこ
とを特徴とする電子メールサーバ装置。

【請求項 12】

請求項 10 または請求項 11 に記載の電子メールサーバ装置において、
前記記録部が記録した前記結果の履歴を記憶する履歴記憶を含むことを特徴とする電子
メールサーバ装置。